

○九州地方整備局告示第百一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年七月十四日

九州地方整備局長 藤巻 浩之

第1 起業者の名称 福岡県

第2 事業の種類 県道福岡志摩前原線改築工事（福岡県糸島市志摩岐志字半田地内から同市志摩岐志字野柵地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 福岡県糸島市志摩岐志字半田、字堀田、字前畑、字花掛及び字野柵地内
- 2 使用の部分 福岡県糸島市志摩岐志字半田、字前畑、字花掛及び字野柵地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

#### 1 法第20条第1号の要件への適合性

「県道福岡志摩前原線改築工事」（以下「本件事業」という。）は、福岡県糸島市志摩岐志字松田地内から同市志摩岐志字上ノ木地内までの延長1,084mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### 2 法第20条第2号の要件への適合性

県道福岡志摩前原線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により福岡県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により福岡県が道路管理者となること、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者である福岡県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、福岡県福岡市を起点とし、糸島市に至る延長 26.363 km の幹線道路である。

本路線は、福岡市と糸島市間を東西に結び、沿線地域住民の通勤や通学等の日常生活を支える重要な路線であり、周辺には観光地が存在していることから、観光産業においても重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、福岡県道路構造の基準に関する条例（平成 24 年福岡県条例第 64 号）（以下「条例」という。）に定める車道幅員を満たさない区間が複数存在するほか、必要な視距が確保されていない箇所もあるため、車両のすれ違いに支障をきたすなど、幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、必要な車道幅員等が確保された良好な道路が整備されることから、現道における通過交通が転換し、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和 3 年 1 月に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ等、環境省レッドリストに絶滅危惧 I A 類として掲載されているオグマサナエ等、絶滅危惧 I B 類として掲載されているニホンウナギ等、絶滅危惧 II 類として掲載されているサシバ等、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧 II 類として掲載されているナギラン等、準絶滅危惧として掲載されているタシロラン等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの重要な種が確

認められた場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が 2 箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、条例による第 3 種第 3 級の規格に基づく 2 車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である中央ルート案、現道ルート案及び山側ルート案の 3 案による検討が行われている。申請案と他の 2 案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は中位であるものの、路線延長が最も短く、工事期間中の現道交通への影響が小さいことなどから施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現道は道路幅員が狭く、必要な視距が確保されていない箇所が存在するため、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、芥屋～前原区間（主要地方道福岡志摩前原線）道路改良事業促進期成会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 福岡県糸島市役所